

名称	室名	1時間ごとの使用料の額	
		3時間までの部分	3時間を超える部分
東広島市久芳地域センター	ホール	1, 130円	630円
	研修室1	410円	390円
	研修室2	410円	390円
	研修室3	410円	390円

次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額を使用料の額に加算する。

- (1) 市内に住所又は主たる事務所を有している個人又は法人その他の団体以外のも
のが使用する場合 使用料の額の3割に相当する額
- (2) 冷房を使用する場合 使用料の額の3割に相当する額
- (3) 暖房を使用する場合 使用料の額の2割に相当する額

前項第1号から第3号までの規定により使用料に加算する額を算出する場合において、当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。